

Actus Newsletter(資産税)

法人版事業承継税制について



法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。その適用を受けるために必要な事業承継計画の提出期限が令和5年3月31日までと迫ってきましたので再度制度を確認しましょう。

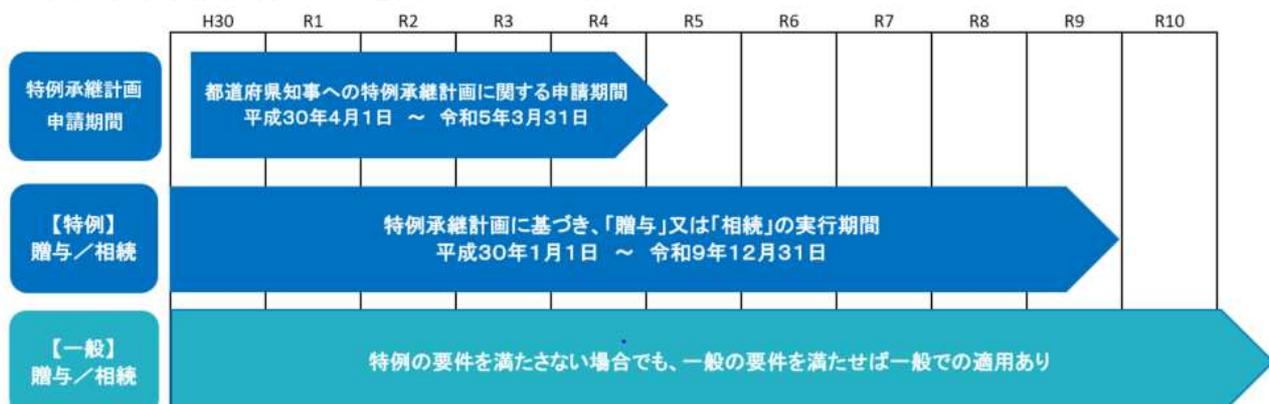
■ 法人版事業承継税制とは

法人版事業承継税制には「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があります。このうち「特例措置」は、特例承継計画に都道府県知事の認定を受けた上で、先代の経営者から後継者へ代表取締役の就任と自社株式の承継（贈与又は相続）を実施することで、対象の株式につき発生する贈与税や相続税の納税を最大100%猶予できる制度です。

項目	事業承継税制(一般措置)	特例事業承継税制(特例措置)
事前の計画策定	不要	特例承継計画の提出が必須 (提出期限:令和5年3月31日)
適用期限	なし	令和9年12月31日までの贈与・相続等
対象株式	株式総数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予税額	贈与:100% 相続:80%	贈与:100% 相続:100%
承継パターン	先代経営者を含む複数の株主から1人の後継者	先代経営者を含む複数の株主から最大3人の後継者
相続時精算課税	60歳以上の直系尊属から20歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫への贈与が対象	60歳以上の直系尊属から20歳以上の者への贈与(第三者も可)が対象
雇用確保要件	常時使用する従業員数が5年平均で贈与又は相続等時の従業員数の80%を下回った場合、納税の猶予は打ち切り	左記要件が満たされなくても、認定支援機関等が一定の書類を都道府県に提出すれば、納税猶予の取消は無かったものとして取り扱われることになり、 実質的に要件が撤廃
減免制度	民事再生や会社更生があった時に株式評価を見直して相続税を再計算し、承継時の猶予税額との差額を免除	左記の他、一定の場合における株式譲渡、合併による法人の消滅・清算等をした際に、株式評価を見直して相続税を再計算し、承継時の猶予税額との差額を免除

なお、この制度の適用ができる会社は中小企業に限られ、上場会社、休眠会社、風俗営業会社及び資産管理会社は税制の対象から除かれます。

■ 特例事業承継税制の適用を受けるための期限



※・特例承認計画に変更がある場合は、変更申請を行う必要があります。

・特例承認計画を提出したものの、結果として特例制度の適用期間内に贈与・相続がなかったとしても、ペナルティはありません。

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！